

監査監第1470号

令和5年12月28日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 江原 大輔 様

さいたま市監査委員 大内 美幸

同 工藤 道弘

同 三神 尊志

同 高子 景

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査（出資団体）を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 出資団体

一般財団法人さいたま市浦和地域医療センター

(2) 所管課

保健衛生局 保健部 地域医療課

(3) 対象事務

出資団体に係る出納その他の事務の執行について（令和4年度及び他の年度）

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 所管課

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資金等の支出手続は適正か。

ウ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

エ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

オ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

カ 増・減資等はあるか。

キ 有価証券の保管は良好か。

(2) 出資団体

ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

イ 出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担は適切か。定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。

ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

エ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

- オ 経営成績及び財政状態は良好か。
- カ 収益率及び財務比率は良好か。また、人件費の内容及び金額は事業規模に
比し適切か。
- キ 経理・庶務事務は適正に行われているか。
- ク 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- ケ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- コ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。
- サ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に
随意契約についての契約事務は適切か。
- シ 団体が一般財団法人となっている場合に、出捐した財産は計画に基づき適切
に公益目的のために使用されているか。
- ス 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- セ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- ソ 公益法人会計基準適用団体について、公益法人制度改革にのっとった事業運
営が行われているか。
- タ 団体の機関は有効に機能しているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、出資に係る事務事業及び会計経理等が適正に執行されている
か否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調
査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象団体内

(2) 監査期間

令和5年8月4日（金）から令和5年12月26日（火）まで

6 出資団体の概要

(1) 設立目的

地域住民の心身の機能の維持回復、救急医療体制の整備、健康・衛生に関する
知識の普及、公衆衛生の向上を図り、もって市民生活の安定及び福祉の向上に寄

与することを目的とする。

(2) 事業内容

ア 休日・夜間救急診療所の運営に関する事業

イ 訪問看護ステーションの管理運営事業

ウ 地域住民の健康、保健衛生に関する知識の普及、啓発、相談に関する事業

エ その他目的を達成するために必要な事業

(3) 出資状況

市の出資金は3,000万円であり、出資比率は100%である。

7 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 保健衛生局 保健部 地域医療課

出捐証書等の保管、団体に対する指導監督等について、関係書類等を調査した結果、いずれも適正に行われていた。

(2) 一般財団法人さいたま市浦和地域医療センター

定款及び諸規程の整備、設立目的に沿った事業の運営、法令等に準拠した決算諸表等の作成、関係帳票等の整備、会計経理及び財産管理等について、関係書類等を調査した結果、事務の一部に次のとおり適正な事務執行を要する事項が見受けられた。

ア 前回の指摘にもかかわらず、財産管理運用規程を定めていなかったため、一般財団法人さいたま市浦和地域医療センター定款（以下「定款」という。）第8条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

イ 前回の指摘にもかかわらず、棚卸資産において、貸借対照表に医薬材料と表示しているが、一般財団法人さいたま市浦和地域医療センター財務規程（以下「財務規程」という。）第28条では薬品と表示しているため、適正な事務処理を行うべきである。

ウ 文書の管理において、一般財団法人さいたま市浦和地域医療センター文書取扱規程（以下「文書取扱規程」という。）に基づいた文書管理（保存期間の設定、保管、管理等）を行っていないため、適正な事務処理を行うべきである。

エ 個人情報の管理において、個人情報取扱事務台帳を作成していないため、

一般財団法人さいたま市浦和地域医療センター個人情報保護規程第4条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

オ 前回の指摘にもかかわらず、交際費及び食糧費において、支出基準を定めていなかったため、金額等の基準を明文化し、適正な事務処理を行うべきである。

カ 正味財産増減計算書において、退職金と退職給付引当金取崩額との間に差額が生じていたため、適正な事務処理を行うべきである。

キ 貸借対照表及び貸借対照表内訳表の医薬材料、一括償却資産及び減価償却累計額において、誤った金額を計上していたため、適正な事務処理を行うべきである。

ク 固定資産の管理において、固定資産台帳に廃棄済のものが登録されていた。また、所在が確認できないものがあったため、適正な事務処理を行うべきである。

ケ 書類等の備え置きにおいて、書類の一部が事務所に備え置かれていなかったため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第199条が準用する第129条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

コ 法人の公告について、貸借対照表の公告を行っていなかったため、一般法人法第199条が準用する第128条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

サ 職員及び非常勤職員の手当において、規定されていない手当を支給していたため、一般財団法人さいたま市浦和地域医療センター職員給与規程及び一般財団法人さいたま市浦和地域医療センター休日急患診療所従事者就業規則に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(3) 意見

ア 団体の諸規程について

今回の監査において、前回の監査で規程の未整備を指摘した事項について、策定や改定の検討を進めるとしていながら、長期間改善されていなかったことが確認された。

また、定款、財務規程、文書取扱規程、就業規則など、団体が定めた諸規程の多くにおいて、内容の記載誤りや改定されていない箇所が散見され、実情と乖離している状況も確認された。

適正な事務処理を実施する観点から、諸規程に基づく事務処理の在り方につ

いて、組織としての意識向上を図るとともに、あらためて団体の諸規程を整備されたい。

イ 契約方法の在り方について

財務規程第24条には、契約の方法として、「売買、賃貸その他の契約は、競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。」と規定されているが、契約に係る具体的な基準、詳細を定めた内規等は整備されていない。

契約事務を行う上で必要となる具体的な基準や契約手順を定めるなど、契約事務の適正な執行について検討されたい。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。